

伐木等の業務従事者 【特別教育&補講】

チェーンソーを用いて伐木造材の業務に従事する者は、労働省令で定める特別教育を修了していなければなりません。平成31年2月の安衛則改正に伴い、令和2年8月1日以降は、18時間の特別教育が必要となり、現行の特別教育(16時間)受講者は令和2年7月31日までに補講(2.5時間)を受講しなければ、令和2年8月1日以降はチェーンソーを使用できなくなります。

本講習は現行の特別教育と補講を組み合わせた講習になります。

開催日時	令和元年9月18日(水)~19日(木) 【2日間】 《時間》 1日目 8:00~18:00 (7:50 集合) 2日目 7:30~18:00
開催場所	一関職業訓練協会(一関市職業訓練センター) 岩手県一関市舞川字西平 8-2
受講資格	満18歳以上の方
受講料	会員 12,000円 一般 15,000円 (テキスト代含、税込) 振込先 一関信用金庫 山目支店 普通 0126133 職業訓練法人一関職業訓練協会 会長 小野寺利美
定員	20名
申込方法	以下のものを準備の上、提出して下さい。 【受付:平日 8:30~17:00】 (1)申込書 (2)受講料 (3)写真1枚(30mm×24mm、裏面に氏名を記入すること) (4)雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し(雇用保険加入者の方)
申込締切	令和元年9月11日(水)
携行品等	チェーンソー、工具、ヘルメット、手袋、チャップス又は防護ズボン 筆記用具、印鑑(修了証受取時必要)、昼食
その他	(1)申し込みが定員に達し次第締め切らせていただきます。 (2)申込者が少数の場合は中止となることがあります。 (3)納入済の受講料は中止の場合を除き返還できませんのでご了承願います。

お問い合わせ
お申し込みは

職業訓練法人一関職業訓練協会

TEL 0191-31-7030 FAX 0191-31-7060

〒021-0221 岩手県一関市舞川字西平 8-2 URL <http://ichikun.jp/>